5　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一　意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項

二　意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三　配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条　第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

2　関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。

3　配慮書について前項の書面の提出があったときは、第一種飛行場設置事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

第三十五条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条　対象飛行場設置等事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象飛行場設置等事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象飛行場設置等事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条　法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象飛行場設置等事業の名称、種類及び規模、対象飛行場設置等事業が実施された区域の位置その他の対象飛行場設置等事業に関する基礎的な情報

二　環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

三　事後調査の項目、手法及び結果

四　前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度

五　専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六　報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2　法第二十七条の公告を行った事業者は、対象飛行場設置等事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の運営管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改める。

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

（鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第三条　鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十八条から第三十二条まで」に、「第十三条中」を「第二十八条中」に、「第十四条」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十八条」を「第三十一条」に、「選定指針等省令第十七条第一項」を「同条第三項中「第一種鉄道建設等事業」とあるのは「都市計画第一種鉄道建設等事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第二条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中「第一種鉄道建設等事業」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を「同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十三条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象鉄道建設等事業」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業」と」の下に「、同条第二項中「対象鉄道建設等事業」とあるのは「都市計画対象鉄道建設等事業」と、同項及び第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「、同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「、同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に、「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号。以下「選定指針等省令」という。）第三条」を「選定指針等省令第十八条」に改め、「同条中「対象鉄道建設等事業」の下に「に」を加え、「環境影響評価法施行令」を「令」に改め、「都市計画対象鉄道建設等事業」という。）」の下に「に」を加え、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の三の項のイからヘまでのいずれかの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業に係る鉄道施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業（以下「都市計画第一種鉄道建設等事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種鉄道建設等事業が実施されるべき区域の位置及び都市計画第一種鉄道建設等事業の規模（都市計画第一種鉄道建設等事業に係る線路の延長をいう。以下同じ。）とする。